

# 茨木市立玉櫛小学校PTA規約

保存版

附則 本規定は 2021 年（令和 3 年）4 月 1 日から施行する。

ただし、第 20 条 3、第 21 条 2、第 28 条は 2021 年（令和 3 年）2 月 1 から施行する。

# 茨木市立玉櫛小学校PTA規約

第1章	名称	第1条	本会を茨木市立玉櫛小学校PTAと称する。(所在地: 茨木市水尾3-1-51)				
第2章	目的	第2条	本会の目的は、家庭と学校と学区内における児童の福祉を増進し、心身の健全な発達をはかるとともに民主的教育を推進することにある。				
	第3条		本会は教育を主旨とする民主団体であって、営利的、宗教的政治的色彩を持つものでなく、またいかなる団体の干渉も受けない。				
	第4条		本会は、会の目的を果たすために茨木市内(必要に応じて府下全国)各校下の同じ団体、または目的を同じくする団体と協力することができる。				
	第5条		本会の活動において、全ての児童は平等、公平に扱われ、児童及びその父母、またはそれに代わる人の属性により全ての児童に対してあらゆる形態の差別をしてはならない。				
第3章	会員	第6条	本会の会員となることができるものは、本校に在籍する児童の父と母、または児童を養育するそれに代わる人、本校に勤務する校長及び教職員とする。				
	第7条		会員数を表す単位は「世帯」とし、本会への加入は「世帯」での加入とする。				
	第8条		入会及び退会については以下の通りとする。 <ol style="list-style-type: none"><li>1. 本会は任意の団体であり、入会及び退会は会員対象者の意思を尊重する。</li><li>2. 本会への入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。</li><li>3. 本会からの退会を希望するものは、所定の退会申込書の提出をもって本会を退会できる。ただし、卒業、転校、退職などにより本校に在籍しなくなったものについては、退会申込書の提出がなくても、最終在籍日をもって退会とする。</li></ol>				
第4章	役員	第9条	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 本会の役員は次の通りとする。役員の兼任はできない。<table><tr><td>(1) 会長 1名 (保護者より)</td><td>(2) 副会長 若干名 (保護者より)</td></tr><tr><td>(3) 書記 2名 (教職員及び保護者より)</td><td>(4) 会計 2名 (教職員及び保護者より)</td></tr></table></li><li>2. 役員は年度末総会の承認を得て、4月1日より就任する。</li><li>3. 役員の任期は1年とするが再任を妨げない。尚、事情のある場合は、この限りではない。役員、校長に相談の上、途中退任できるものとする。</li><li>4. 副会長の若干名に関しては、2名を基本とした上で、役員負担を勘案して役員会の決定により決める。年度途中で増員の必要がある場合は、都度募集を行う。</li></ol>	(1) 会長 1名 (保護者より)	(2) 副会長 若干名 (保護者より)	(3) 書記 2名 (教職員及び保護者より)	(4) 会計 2名 (教職員及び保護者より)
(1) 会長 1名 (保護者より)	(2) 副会長 若干名 (保護者より)						
(3) 書記 2名 (教職員及び保護者より)	(4) 会計 2名 (教職員及び保護者より)						
	第10条	1.	役員の任務は次の通りである。 会長 本会を代表し、会務を総括する。役員会を開催する。 副会長 会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。 書記 各種の会合について通知し、その活動状況を記録する。 会計 総会が決定した予算にもとづいて、一切の会計事務を処理する。				
		2.	茨木市PTA協議会の派遣役員・理事・各専門委員については、同協議会からの要請に基づき、役員より選出する。				
		3.	玉櫛小校区関係諸団体からの役員・委員の要請については慣例的取り扱いに基づき選任する。 (尚、玉櫛小校区関係諸団体の範囲については役員会の決定によるものとする)				
第5章	役員の選出	第11条	役員の選出及び就任は次の通り行う。 <ol style="list-style-type: none"><li>1. 役員の選出は、全PTA会員に立候補を募る。</li><li>2. 立候補は、前年度2学期より募集を開始する。</li></ol>				

3. 役員の人数が5名以下の場合は、運営が困難のためP T A活動を休止、もしくは縮小する。

- 第6章 会計
- 第12条 本会の経費は、会費、事業収入、及び自発的な寄付金でまかなう。
  - 第13条 会費の徴収は世帯単位で徴収するものとする。
  - 第14条 会費は一世帯につき月額150円とし、年1回、口座からの自動引き落としにて納入する。
  - 第15条 一旦受領したP T A会費は退会した場合にも返金しない。
  - 第16条 途中入会の場合の会費は、入会届受理日の翌月分から年度末分までを徴収する。
  - 第17条 本会の資産は、第2章の目的達成のため以外には支出または使用してはならない。
  - 第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 会計監査委員

- 第19条 1. 本会に会計監査委員をおく。
  - (1) 会計監査委員は教員より1名、本部退任者より1名の計2名とする。尚、本部退任者は本部役員より互選する。
  - (2) 会計監査は1年に3回行い、その年度の会計監査の結果を総会に報告する。
  - (3) 前号に問わらず、会計監査委員が必要と認めたときは会計監査を行うことができる。
- 2. 会計監査委員に欠員が生じたときは、本部退任者より速やかに補充する。この場合、その任期は、前任者の残任期間とする。

## 第8章 総会 第20条 総会は次の通り開く。

- 1. 年度始め総会、年度末総会、臨時総会とし、
  - (1) 年度始め総会は、前年度会計決算、本年度事業計画及び本年度予算等について審議する。
  - (2) 年度末総会は、次年度役員、本年度事業の承認、その他について審議する。
  - (3) 臨時総会は、役員の要求又は全会員の4分の1以上の要求によって開くことができる。
- 2. 総会は、全会員の3分の1以上の出席（委任状を含み）がなければ、議事を開き、議決することはできない。議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 3. 総会は、役員会の決定により、2の集会形式以外に、書面または電磁的方法による審議の上、議決権行使書の提出（電磁的方法を含む）をもって議決することができる。

## 第9章 実行委員会・委員総会・特別委員会

- 第21条 実行委員会は、役員、各委員会の委員長、副委員長、書記及び校長、教頭、教職員代表によって構成される。
- 1. 任務は各委員会によって立案された事業計画の審議、内規の制定及び会員から委任された事務を処理する。
  - 2. 1学期に1回開き、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。  
ただし委員が一堂に参集できない場合は、書面または電磁的方法によって審議することができる。
- 第22条 委員総会は、会長が必要と認めた場合に開くことができる。
- 1. 役員、各種委員によって構成され、年間計画その他の事項について審議する。
  - 2. 緊急を要する場合は、委員総会の決議で執行し、総会で事後承認を得ることができる。
- 第23条 特別委員会は、必要がある場合に設置することができる。

## 第10章 地区委員会

- 第24条 本会の目的を達成するために、地区委員会を設ける。地区委員は地区を総括し、地区と本会との連絡協調をはかるとともに、地域に於ける児童の実態把握と育成につとめる。

- 第25条 1. 本会の地区委員は3名以上で構成し、委員長1名、副委員長1名、書記1名を互選する。なお、本部役員（会計監査を含む）と兼任することはできない。  
2. 地区委員は年度末総会の承認を得て、4月1日より就任する。  
3. 地区委員の任期は1年とするが、再任を妨げない。尚、事情のある場合は、この限りではない。役員、学校長に相談の上、途中退任できるものとする。  
4. 年度途中で欠員が生じた場合は都度募集を行う。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第26条 地区委員の選出および就任は次の通り行う。  
1. 地区委員の選出は、全PTA会員に立候補を募る。  
2. 立候補は、前年度より募集を開始する。  
3. 委員の人数が2名以下の場合は、運営が困難な為地区委員の活動を休止する。
- 第27条 各種委員会の事業計画については、実行委員会に図らなければならない。

第11章 改正 第28条 規約は総会において出席者（委任状を含む。）および書面または電磁的方法によって提出された議決権行使書の3分の2以上の賛成同意で改正することができる。  
但し、改正案の提出については、総会前に通告しておかなければならない。

第29条 本規約は昭和55年3月13日から施行する。

## 第12章 個人情報の取扱方法

- 第30条 本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。
- 第31条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運営管理を行う。活動においての個人情報の保護に努める。
- 第32条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。
- 第33条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。  
(1) 会費請求、管理等  
(2) 文書等の送付  
(3) 本会役員・会員名簿の作成  
(4) PTA活動に関する業務（電話及びメールでの連絡、訪問等）
- 第34条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、入会届の提出をもって同意された事とする。
- 第35条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を破棄または削除しなければならない。  
ただし、名簿等として既に配布しているものについては、これに該当しない。
- 第36条 個人情報は、本会が適正に管理し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。
- 第37条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。  
(1) 法令に基づく場合  
(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であっても、本人の同意を得ることが困難であるとき  
(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき  
(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第38条 本会は、本人から当該本人が識別される保有個人データについて開示を求められた場合は、遅滞なく、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。

次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を開示することができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由（根拠とした個人情報の保護に関する法律の条文及び判断の基準となる事実を示すこととする。）を説明することとする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 他の法令に違反することとなる場合

附則 本規約は昭和57年5月8日から施行する。(第8条・2・イ、第9条・1)

附則 本規約は昭和59年4月1日から施行する。(第10条)

附則 本規約は昭和60年4月1日から施行する。(第18条、第19条)

附則 本規約は昭和63年4月1日から施行する。(第6条、第18条・2)

附則 本規約は平成3年4月1日から施行する。(第6条・4、第10条、第13条)

附則 本規約は平成6年4月1日から施行する。(第10条)

附則 本規約は平成7年3月8日から施行する。(語句変更：父母→保護者、教員→教職員)

附則 本規約は平成11年3月6日から施行する。(指名委員の選出変更：全地区→各委員会)

附則 本規約は平成12年4月1日から施行する。(会費納入方法の変更、委員会の見直し：文化図書・保健体育→ふれあい)

附則 本規定は平成15年3月5日から施行する。(指名委員会：運営に関する事項、再選除外事項)

附則 本規定は平成16年3月3日から施行する。(指名委員会：再選除外事項の文言変更)(地区委員：地区委員の複数名)

附則 本規定は平成17年3月2日から施行する。(第6条、副会長の3名→若干名に変更と同条5項の追加)

附則 本規定は平成18年3月8日から施行する。

(第8条、2項12月を10月以降12月までに変更。5項の会議参加要請から協力依頼に変更)

附則 本規定は平成19年3月7日から施行する。

(第7条に2項、3項追加→役員任務を実態に併せて追記。第8条、2項イの指名委員を各員会から1名から2名に変更。同条、4項に指名委員の選出候補者に3委員長を追加。第15条、第19条の各委員会の副委員長2名の表現を副委員長と書記に変更。同条、3委員長選出に伴う、残りの二役の選出方法の変更。同条、4項追加、各委員会まつり担当と会計担当を明記)

附則 本規定は平成19年10月29日から施行する。(第8条4、指名委員による委員長選出を削除。第19条1・3、委員選出単位変更)

附則 本規定は平成22年3月11日から施行する。(第6条6、7、8 第19条5、の追加)

附則 本規定は平成25年5月15日から施行する。(第6条6、第8条2、8を変更、第8条3、4を追加)

附則 本規定は平成27年5月20日から施行する。(第8条5、第19条1を変更)

附則 本規定は平成30年4月1日から施行する。(第8条6、第13条1~3、第15条2を変更)

附則 本規定は平成30年12月20日から施行する。(第6条8、第18条1、第19条3、5を変更、第19条6を追記)

附則 本規定は令和2年4月1日から施行する。

(第6条、第9条3、4、5、第10条2、3、第11条、第14条、第19条2、第20条1(3)、第24条、第25条を変更。第5条、第7条、第8条、第13条、第15条、第16条、第29~37条を追記。)

附則 本規定は2021年(令和3年)2月1日から施行する。(第20条3を追記。第21条2、第28条を変更。)

附則 本規定は2021年(令和3年)4月1日から施行する。(第9条5を削除、第24条、第26条を変更。第25条を追記)